

枚方市議会定例会議案書

(令和4年6月定例会)



## 目 次

報告第2号	枚方市土地開発公社の経営状況（令和4年度事業計画）について	…	1
報告第3号	公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和4年度事業計画）について	…	16
報告第4号	令和3年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	…	23
報告第5号	令和3年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	…	27
報告第6号	令和3年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	31
報告第7号	令和3年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	…	35
報告第8号	令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	…	39
報告第9号	令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	43
報告第10号	専決事項の報告について	…	50
	専決第4号 和解案の受諾について	…	51
議案第9号	令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）	…	53
議案第10号	枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	78
議案第11号	枚方市税条例等の一部改正について	…	81
議案第12号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	98
議案第13号	枚方市臨時保育室条例の一部改正について	…	104
議案第14号	枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部改正について	…	107
議案第15号	枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部改正について	…	113
議案第16号	枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について	…	126
議案第17号	令和4年度東部清掃工場定期補修工事請負契約締結について	…	130
議案第18号	枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負契約締結について	…	134
議案第19号	長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）請負変更契約締結について	…	138
議案第20号	公平委員会委員の選任の同意について	…	141
議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	142



報告第2号

枚方市土地開発公社の経営状況（令和4年度事業計画）について

次のとおり令和4年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和4年度枚方市土地開発公社事業計画

令和4年度枚方市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

### 記

#### 1. 公有用地取得計画

事業件数	6 件
取得面積	19,383.16 m <sup>2</sup>
事業費	2,579,296 千円

#### 2. 公有用地処分計画

事業件数	3 件
処分面積	6,003.31 m <sup>2</sup>
処分金額	777,000 千円

(参考資料)

1. 公有用地取得計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	取得面積(m <sup>2</sup> )
(1) 道路施設用地		
1. 枚方藤阪線用地	岡東町	118.45
2. 牧野長尾線用地	長尾台1丁目、長尾宮前2丁目	1,158.85
3. 中振交野線用地	南中振1丁目	259.96
4. 長尾杉線(杉工区)用地	杉北町1丁目、杉責谷1丁目	5,282.41
5. 長尾杉線(長尾工区)用地	長尾東町1丁目、長尾東町3丁目	4,867.49
	計	11,687.16
(2) 公園施設用地		
	計	—
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
1. 東部清掃工場用地	大字尊延寺	7,696.00
	計	7,696.00
	合 計	19,383.16

2. 公有用地処分計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	処分面積(m <sup>2</sup> )
(1) 道路施設用地		
1. 牧野長尾線用地	長尾東町1丁目、長尾東町2丁目	1,209.77
2. 中振交野線用地	南中振1丁目	93.21
3. 長尾杉線(杉・長尾工区)用地	杉北町1丁目、杉責谷1丁目、長尾東町1丁目、長尾東町3丁目	4,700.33
	計	6,003.31
(2) 公園施設用地		
	計	—
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
	計	—
	合 計	6,003.31

令和4年度枚方市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和4年度枚方市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 (単位:千円)

第1款	事業収益	777,000
	第1項 公有地取得事業収益	777,000
第2款	事業外収益	18
	第1項 受取利息	1
	第2項 雑収益	17
収入合計		777,018

支出 (単位:千円)

第1款	事業原価	770,085
	第1項 公有地取得事業原価	770,085
第2款	販売費及び一般管理費	3,221
	第1項 販売費及び一般管理費	3,221
第3款	事業外費用	82
	第1項 支払利息	82
第4款	予備費	500
	第1項 予備費	500
支出合計		773,888

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額770,085千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入 (単位:千円)

第1款	資本的収入	6,959,986
	第1項 借入金	6,959,986
収入合計		6,959,986

支出 (単位:千円)

第1款	資本的支出	7,730,071
	第1項 公有地取得事業費	2,579,296
	第2項 支払利息	48,775
	第3項 固定資産取得費	-
	第4項 借入金償還金	5,100,000
	第5項 予備費	2,000
支出合計		7,730,071



(予算の繰越)

第4条 資本的収入のうち次に掲げる支出に充てるための借入金の借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

(1) 公有地取得事業費の繰越に係る支出

(2) 翌年度に支出を要する未払金に係る支出

2 資本的支出のうち公有地取得事業費については、翌年度に繰り越して使用することができる。

(借入限度額)

第5条 借入金の借入限度額は、7,057,749千円と定める。

令和4年度枚方市土地開発公社予算説明書

(収益の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業収益		777,000	409,000	368,000
1. 公有地取得事業収益		777,000	409,000	368,000
	1. 公有用地売却収益	777,000	409,000	368,000
(2) 事業外収益		18	16	2
1. 受取利息		1	1	0
	1. 受取利息	1	1	0
2. 雑収益		17	15	2
	1. 雑収益	17	15	2
収入合計		777,018	409,016	368,002

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業原価		770,085	405,063	365,022
1. 公有地取得事業原価		770,085	405,063	365,022
	1. 公有用地売却原価	770,085	405,063	365,022
(2) 販売費及び一般管理費		3,221	3,217	4
1. 販売費及び一般管理費		3,221	3,217	4
	1. 人件費	1,652	1,647	5

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
公有用地売却収益	777,000	牧野長尾線用地 外2事業用地 (内訳) 元金 利息 土地取得手数料	777,000 691,611 78,474 6,915
預金利息	1	預金利息	1
雑収益	17	雑収益	17

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
公有用地売却原価	770,085	牧野長尾線用地 外2事業用地 (内訳) 元金 利息	770,085 691,611 78,474
報酬	1,516	顧問報酬 短時間勤務職員報酬	372 1,144
給料	0	職員給料	0
手当	119	扶養手当 地域手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 住居手当	0 0 0 0 119 0 0 0
法定福利費	17	健康保険負担金 共済組合負担金 厚生年金保険負担金 雇用保険負担金 労災保険負担金	0 0 0 12 5

款項	目	本年度	前年度	比較
	2. 経費	1,569	1,570	▲ 1
(3) 事業外費用		82	82	0
1. 支払利息		82	82	0
	1. 支払利息	82	82	0
(4) 予備費		500	500	0
1. 予備費		500	500	0
	1. 予備費	500	500	0
	支出合計	773,888	408,862	365,026

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
旅費	54	費用弁償	38
		普通旅費	11
		市内実費旅費	5
交際費	10	交際費	10
需用費	236	消耗品費	136
		消耗備品費	50
		修繕費	50
役務費	102	通信運搬費	92
		損害保険料	5
		手数料	5
委託料	166	各種委託料	166
使用料・賃借料	239	各種賃借料	239
負担金補助及び交付金	20	会費等負担金	20
公租公課	20	公租公課	20
減価償却費	722	無形固定資産減価償却費	722
支払利息	82	短期借入金にかかる支払利息	82
予備費	500	予備費	500

## (資本的收入及び支出)

## 収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の収入		6,959,986	7,469,696	▲ 509,710
1. 借入金		6,959,986	7,469,696	▲ 509,710
	1. 借入金	6,959,986	7,469,696	▲ 509,710
	収入合計	6,959,986	7,469,696	▲ 509,710

## 支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の支出		7,730,071	7,878,696	▲ 148,625
1. 公有地取得事業費		2,579,296	2,477,296	102,000
	1. 公有用地取得費	2,579,296	2,477,296	102,000
2. 支払利息		48,775	49,400	▲ 625
	1. 支払利息	48,775	49,400	▲ 625
3. 固定資産取得費		0	0	0
	1. 固定資産取得費	0	0	0
4. 借入金償還金		5,100,000	5,350,000	▲ 250,000
	1. 借入金償還金	5,100,000	5,350,000	▲ 250,000
5. 予備費		2,000	2,000	0
	1. 予備費	2,000	2,000	0
	支出合計	7,730,071	7,878,696	▲ 148,625

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
借入金	6,959,986	借入金	6,959,986

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
用地費	1,461,296	牧野長尾線用地 外5事業用地費	1,461,296
補償費	1,018,000	牧野長尾線用地 外5事業補償費	1,018,000
直接経費	100,000	牧野長尾線用地 外5事業直接経費	100,000
支払利息	48,775	借入金にかかる支払利息	48,775
固定資産取得費	0	固定資産取得費	0
借入金償還金	5,100,000	借入金償還金	5,100,000
予備費	2,000	予備費	2,000

令和4年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（当年度分）

（令和5年3月31日現在）

単位：千円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	794,405	
	(2) 公有用地	<u>6,861,544</u>	
	流動資産合計		7,655,949
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産	100	
	(2) 無形固定資産	2,166	
	(3) 投資その他の資産	<u>5,000</u>	
	固定資産合計		<u>7,266</u>
	資産合計		<u>7,663,215</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 未払費用	130	
	(2) 預り金	7	
	(3) 前受収益	1	
	(4) 短期借入金	<u>6,871,445</u>	
	流動負債合計		6,871,583
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>606,304</u>	
	固定負債合計		<u>606,304</u>
	負債合計		<u>7,477,887</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
	資本金合計		5,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	177,948	
	(2) 当期純利益	<u>2,380</u>	
	準備金合計		<u>180,328</u>
	資本合計		<u>185,328</u>
	負債資本合計		<u>7,663,215</u>



令和3年度枚方市土地開発公社予定損益計算書(前年度分)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

単位:千円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		749,894
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>742,823</u>
	事業総利益		7,071
3	販売費及び一般管理費		<u>2,672</u>
	事業利益		4,399
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	1	
	(2) 雑収益	<u>6</u>	7
	経常利益		<u>4,406</u>
	当期純利益		<u>4,406</u>

令和3年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（前年度分）

（令和4年3月31日現在）

単位:千円

資 産 の 部		
1	流動資産	
	(1) 現金及び預金	791,402
	(2) 公有用地	<u>5,001,558</u>
	流動資産合計	5,792,960
2	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	ア 工具、器具及び備品	0
	減価償却累計額	<u>0</u>
	有形固定資産計	0
	(2) 無形固定資産	
	ア その他の無形固定資産	<u>2,886</u>
	無形固定資産計	2,886
	(2) 投資その他の資産	
	ア 長期定期預金	<u>5,000</u>
	投資その他の資産計	<u>5,000</u>
	固定資産合計	<u>7,886</u>
	資産合計	<u>5,800,846</u>
負 債 の 部		
1	流動負債	
	(1) 未払金	67,763
	(2) 未払費用	127
	(3) 預り金	7
	(4) 前受収益	1
	(5) 短期借入金	<u>5,100,000</u>
	流動負債合計	5,167,898
2	固定負債	
	(1) 長期借入金	<u>450,000</u>
	固定負債合計	<u>450,000</u>
	負債合計	<u>5,617,898</u>
資 本 の 部		
1	資本金	
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>
	資本金合計	5,000
2	準備金	
	(1) 前期繰越準備金	173,542
	(2) 当期純利益	<u>4,406</u>
	準備金合計	<u>177,948</u>
	資本合計	<u>182,948</u>
	負債資本合計	<u>5,800,846</u>

令和4年度枚方市土地開発公社資金計画

令和4年度枚方市土地開発公社資金計画を次のとおり定める。

記

令和4年度枚方市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区分	当年度予定額	備考
受入資金		
公有地取得事業収益	777,000	
受取利息	1	
雑収益	17	前年度前受収益を除く
借入金	7,057,749	借入限度額
預り金	7	
前年度繰越金	791,402	
計	8,626,176	
支払資金		
公有地取得事業費	2,579,296	前年度予算繰越額を含む
支払利息	48,857	
固定資産取得費	-	
借入金償還金	5,130,000	
販売費及び一般管理費	3,221	次年度支払分及び現金を伴わない支出を除く
前年度未払金等	67,890	前年度未払金及び未払費用
前年度預り金	7	
予備費充当による支出	2,500	
計	7,831,771	
差引	794,405	

報告第3号

公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和4年度事業計画）について

次のとおり令和4年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度の公益財団法人枚方市スポーツ協会の事業計画は、次に定めるところによる。

## 公益目的事業

### 《市民スポーツ普及啓発事業》

スポーツ大会、スポーツ啓発事業、スポーツ施設の管理運営・活用を相互に効果的に行うことで、市民の体力向上とアマチュアスポーツの振興に貢献し、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業。

#### 1. スポーツ大会事業

##### (1) 総合体育大会等開催事業

春季・秋季総合体育大会の開催、北河内・大阪府総合体育大会への選手派遣等

##### (2) 競技大会開催事業

第46回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-

(リアル大会とオンライン大会のハイブリッド型開催)

#### 2. スポーツ啓発事業

##### (1) スポーツ教室事業 (オンライン・ハイブリッド対応含む)

①指定管理施設等での提案事業 (幼児・子ども・女性・高齢者を対象としたスポーツ事業等)

②楽10体操の普及活動等健康スポーツ事業

③健康医療都市ひらかたコンソーシアムとの連携事業

④障害者スポーツ体験教室

⑤ひらかた元気くらわんか体操普及啓発事業・活動支援事業・継続支援事業

⑥健活フェスタ (高齢者を対象に行う介護予防のための健康イベント)

⑦e-スポーツ事業

⑧にぎわい創出事業[仮称] ひらかたスポーツ祭り

##### (2) スポーツサポーターズバンク事業 (オンライン・ハイブリッド対応含む)

①スポーツリーダー養成講座

②健康運動指導士の更新単位認定講習会事業の開催・フォローアップ研修

③スポーツ指導者の派遣

④学校運動部活動との連携(学校運動部活動の地域移行への取り組み)

##### (3) 他団体との連携事業(障がい者スポーツの推進・支援等含む)

トリプルバドミントン大会への協力・ふれあいマラソン大会・障害者スポーツ団体との連携事業他

##### (4) スポーツ情報提供事業

スポーツ情報ポータルサイトの設置、SNS・ユーチューブチャンネル等ICTを活用した新コンテンツの運用、スポーツDVD・図書購入及び貸出、ホームページの充実等

##### (5) スポーツ振興特別事業 (枚方市スポーツ協会加盟団体への支援等)

#### 3. スポーツ施設活用事業

(1) 指定管理者としてのスポーツ施設管理運営事業 (総合スポーツセンター、渚市民体育館)の運営及び各種スポーツ事業を実施

(2) 枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業(市内3企業所有スポーツ施設・市内府立高等学校等開放及び新規開拓)

#### 4. その他の協力事業

(1) スポーツ応援事務 (全国大会出場チーム等の応援)

(2) 市民スポーツの普及啓発サポート (スポーツ情報収集及び情報提供等)

(3) トップアスリートとの市民交流 (パナソニックパンサーズ・FCティアモ枚方のホームゲーム等の市民応援事業)

#### 《総合型地域スポーツクラブの育成事業》

枚方市内の総合型地域スポーツクラブを運営・支援し、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで市民スポーツの振興に貢献する事業

##### 1. 「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」の運営拡充

- (1) 主催事業の充実、指導者の指導力向上、地域に根ざした活動展開等
- (2) 学校運動部活動との連携(学校運動部活動の地域移行への取り組み)

#### 収益事業

##### 《利用者の利便性向上事業》

施設の管理運営や総合型地域スポーツクラブを運営する中で、スポーツ消耗品やオリジナルグッズを販売し市民が快適にスポーツを楽しめるよう様々なサービスを提供する事業

1. 物品販売による施設利用者の利便性向上事業（スポーツ関係消耗品の実費販売等）
2. オリジナルグッズの作成・販売事業  
「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」オリジナルグッズの販売
3. 加盟団体との協働事業（大会、講習会等での物品販売、スポンサーシップの獲得等）
4. 収益事業としてのスポーツ大会及びスポーツイベントの誘致や開催事業

#### その他の事業

##### 《スポーツ施設の管理運営事業》

スポーツ施設を管理運営することで、公共スポーツ施設を通じた市民スポーツの振興を行うとともに、スポーツ大会やスポーツイベント、教室等を計画的かつ効率的に実施する事業

1. 枚方市都市公園有料施設等管理運営業務(指定管理者の構成団体として運営及び各種スポーツ事業を実施)
  - (1) 王仁公園運動広場・テニスコート・バレーボールコート
  - (2) 中の池公園運動広場
  - (3) 香里ヶ丘中央公園運動広場
2. 枚方市野外活動センター事業運営業務  
利用者対応・市主催事業への協力、利用者活動プログラムの指導・開発等
3. ひらかた東部スタジアム管理運営業務

## 令和4年度 公益財団法人枚方市スポーツ協会収支予算

令和4年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の収支予算は、次に定めるところによる。

(収支予算)

第1条 収支予算の総額は、収入は390,224,000円、支出は390,214,000円と定める。

2 収支予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「収支予算書」による。

収支予算書(増減計算方式)  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	4年度予算額 (A)	3年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	0	0	
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	307,993,000	307,305,500	687,500
スポーツ大会事業収益	18,250,000	18,000,000	250,000
新春走ろうかい参加料等収益	14,000,000	14,000,000	0
市民オリンピック参加料等収益	250,000	0	250,000
加盟団体事業参加料収益	1,000,000	4,000,000	▲ 3,000,000
総合体育大会参加料収益	3,000,000	0	3,000,000
受取委託金	40,932,000	45,446,000	▲ 4,514,000
受取総合体育大会等事業運営費	35,145,000	35,831,000	▲ 686,000
受取枚方市小学生陸上・駅伝大会等運営費	4,734,000	4,734,000	0
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,053,000	1,065,000	▲ 12,000
受取東京2020大会コミュニティライブサイト事業運営費	0	3,816,000	▲ 3,816,000
スポーツ啓発事業収益	12,650,000	12,650,000	0
スポーツ教室等参加料収益	10,000,000	10,000,000	0
スポーツサポーターズバンク事業参加料収益	650,000	650,000	0
健康スポーツ事業収益	2,000,000	2,000,000	0
受取補助金	34,984,000	33,265,000	1,719,000
受取新春走ろうかい事業補助金	8,663,000	8,877,000	▲ 214,000
受取市民オリンピック事業補助金	1,614,000	0	1,614,000
受取健康スポーツ普及事業補助金	12,732,000	13,050,000	▲ 318,000
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,778,000	5,479,000	299,000
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	3,311,000	2,895,000	416,000
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	2,886,000	2,964,000	▲ 78,000
受取委託金	5,835,000	3,318,500	2,516,500
受取高齢者スポーツ事業運営費	1,319,000	1,318,500	500
受取子ども夢基金事業運営費	4,016,000	0	4,016,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	500,000	2,000,000	▲ 1,500,000
スポーツ施設管理運営収益	190,803,000	189,810,000	993,000
渚市民体育館収益	71,573,000	70,865,000	708,000
総合スポーツセンター収益	119,230,000	118,945,000	285,000
受取委託金	4,226,000	4,503,000	▲ 277,000
受取民間スポーツ施設等開放事業	4,226,000	4,503,000	▲ 277,000
基本財産運用益	13,000	13,000	0
諸収益	30,000	30,000	0
受取負担金	270,000	270,000	0
受取体育協会加盟負担金	270,000	270,000	0
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	25,270,000	27,492,000	▲ 2,222,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	25,270,000	27,492,000	▲ 2,222,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	7,052,000	7,402,000	▲ 350,000
スポーツ施設管理運営収益	1,770,000	1,770,000	0
渚市民体育館収益	500,000	500,000	0
総合スポーツセンター収益	1,270,000	1,270,000	0
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,832,000	1,832,000	0
スポーツ施設管理運営収益	3,300,000	3,650,000	▲ 350,000
協会事業収益	150,000	150,000	0



(単位：円)

科 目	4年度予算額 (A)	3年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	49,839,000	159,973,682	▲ 110,134,682
受取委託金	46,321,000	153,473,682	▲ 107,152,682
受取都市公園有料施設管理運営費	11,304,000	116,857,682	▲ 105,553,682
受取野外活動センター事業運営費	26,378,000	28,089,000	▲ 1,711,000
受取ひらかた東部スタジアム管理運営費	8,639,000	8,527,000	112,000
その他事業収益	3,518,000	6,500,000	▲ 2,982,000
法人会計	70,000	70,000	0
諸収益	70,000	70,000	0
<b>経常収益計</b>	<b>390,224,000</b>	<b>502,243,182</b>	<b>▲ 112,019,182</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	311,135,000	310,777,759	357,241
総合体育大会等運営費	38,071,000	42,639,000	▲ 4,568,000
1.総合体育大会等職員費	24,308,000	25,038,000	▲ 730,000
2.春秋総合体育大会事業費	3,049,000	3,031,000	18,000
3.北河内総合体育大会事業	833,000	833,000	0
4.大阪府総合体育大会事業	909,000	909,000	0
5.三島・北河内柔道大会事業	49,000	49,000	0
6.北河内駅伝競走大会事業	121,000	121,000	0
7.大阪府駅伝競走大会事業	190,000	190,000	0
8.市長杯争奪軟式野球大会	210,000	210,000	0
9.枚方市駅伝競走大会	210,000	210,000	0
租税公課	2,727,000	2,800,000	▲ 73,000
枚方市小学生陸上・駅伝大会	4,455,000	4,455,000	0
枚方ラグビーカーニバル大会	1,010,000	1,021,000	▲ 11,000
東京2020大会コミュニティライブサイト事業	0	3,772,000	▲ 3,772,000
スポーツ大会等事業費	28,624,000	23,997,000	4,627,000
新春走ろうかい事業費	23,783,000	23,997,000	▲ 214,000
市民オリンピック事業費	1,841,000	0	1,841,000
総合体育大会種目別事業費	3,000,000	0	3,000,000
スポーツ啓発事業費	41,796,000	40,343,000	1,453,000
協会事務費	3,577,000	3,597,000	▲ 20,000
スポーツ教室等事業費	3,530,000	6,530,000	▲ 3,000,000
市民スポーツ応援サポート事業費	3,607,000	3,163,000	444,000
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,019,000	3,097,000	▲ 78,000
広報活動事業費	486,000	486,000	0
サポーターズバンク事業費	6,519,000	6,220,000	299,000
活動補助事業費	540,000	670,000	▲ 130,000
委託事業費	4,016,000	0	4,016,000
スポーツ振興特別事業費	1,625,000	1,625,000	0
健康スポーツ事業費	14,877,000	14,955,000	▲ 78,000
高齢者スポーツ事業運営費	1,318,000	1,318,500	▲ 500
障がい者スポーツ事業運営費	530,000	2,000,000	▲ 1,470,000
渚市民体育館管理運営費	70,163,000	69,471,000	692,000
総合スポーツセンター管理運営費	117,082,000	116,802,500	279,500
民間スポーツ施設開放事業費	4,062,000	4,259,000	▲ 197,000
一般管理費	9,489,000	9,947,759	▲ 458,759

(単位：円)

科 目	4年度予算額 (A)	3年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	25,602,000	27,824,000	▲ 2,222,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業	25,602,000	27,824,000	▲ 2,222,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	6,016,000	6,768,863	▲ 752,863
収益事業費	6,016,000	6,768,863	▲ 752,863
収益事業費	5,800,000	6,553,000	▲ 753,000
協会事務費	216,000	215,863	137
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	47,275,000	156,658,349	▲ 109,383,349
都市公園有料施設等管理運営費	9,646,000	114,230,182	▲ 104,584,182
野外活動センター事業運営費	25,471,000	27,217,000	▲ 1,746,000
ひらかた東部スタジアム管理運営費	8,412,000	8,309,000	103,000
その他施設事業費	1,618,000	3,754,667	▲ 2,136,667
一般管理費	2,128,000	3,147,500	▲ 1,019,500
法人会計	186,000	186,333	▲ 333
一般管理費	186,000	186,333	▲ 333
<b>経常費用計</b>	<b>390,214,000</b>	<b>502,215,304</b>	<b>▲ 112,001,304</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>10,000</b>	<b>27,878</b>	<b>▲ 17,878</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	10,000	27,878	▲ 17,878
一般正味財産期首残高	46,113,779	46,085,901	27,878
一般正味財産期末残高	46,123,779	46,113,779	10,000
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>48,123,779</b>	<b>48,113,779</b>	<b>10,000</b>

報告第 4 号

令和 3 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和 3 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年（2022 年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和3年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	(1) 総務管理費	庁舎施設改修工事	4,000,000	4,000,000
	(3) 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務経費	5,198,000	4,488,000
3. 民生費	(1) 社会福祉費	ひとり親等休業手当金	476,000	475,200
		公的介護施設等整備事業	7,119,000	-
		社会福祉施設等施設整備費補助事業	205,110,000	205,110,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	251,987,000	251,987,000
	(2) 児童福祉費	公立保育所民営化事業	5,488,000	-
		子育て世帯への臨時特別給付事業	32,687,000	32,686,220
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	139,820,000	133,980,131
		新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	305,648,000	288,917,107
		妊婦への臨時特別給付事業	4,823,000	1,540,000
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	道路施設調査点検事業	32,700,000	32,664,000
		牧野高槻線及び京都守口線整備事業	9,886,000	9,885,400
		長尾杉線整備事業	4,147,000	3,415,000
		主要道路リフレッシュ整備事業	272,200,000	272,200,000
		橋梁修繕・補強事業	78,000,000	78,000,000
		用地管理工事	2,121,000	-
		有料自転車駐車場管理運営経費	7,077,000	7,077,000
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	40,000,000	22,000,000
		都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業	7,930,000	7,930,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	45,000,000	45,000,000
		京阪本線連続立体交差事業	348,367,000	66,416,093
		牧野長尾線整備事業	73,808,000	61,808,000
		中振交野線整備事業	37,100,000	30,620,000
		御殿山小倉線整備事業	109,840,000	105,303,884
		長尾杉線整備事業	780,192,000	779,736,271
		北山通線整備事業	104,890,000	101,300,000
		市駅周辺再整備事業	5,000,000	5,000,000
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	1,888,113,000	1,888,113,000
		枚方市駅前行政サービス再編事業	39,490,000	39,490,000
		アスベスト台帳整備等委託料	176,455,000	167,464,000
9. 教育費	(1) 教育総務費	階段昇降車購入経費	10,208,000	10,164,000
		施設改善維持補修経費	449,500,000	449,500,000
	(2) 小学校費	トイレ改善事業	1,059,000,000	1,059,000,000
		児童・生徒等の健康管理事業	62,550,000	62,550,000
		施設改善維持補修経費	307,600,000	307,600,000
	(3) 中学校費	トイレ改善事業	816,000,000	816,000,000
児童・生徒等の健康管理事業		29,250,000	29,250,000	
合 計			7,758,780,000	7,380,670,306

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	4,000,000
-	4,488,000	-	-	-	-
-	-	-	-	-	475,200
-	-	-	-	-	-
-	136,740,000	-	-	-	68,370,000
-	251,987,000	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	31,685,380	-	-	-	1,000,840
-	133,980,131	-	-	-	-
-	288,917,107	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1,540,000
-	9,100,000	-	-	-	23,564,000
-	-	9,885,400	-	-	-
-	-	-	-	-	3,415,000
-	106,500,000	-	106,400,000	-	59,300,000
-	16,600,000	-	13,500,000	-	47,900,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	7,077,000
-	-	-	-	-	22,000,000
-	-	-	-	-	7,930,000
-	15,000,000	-	15,000,000	-	15,000,000
-	-	66,416,093	-	-	-
-	7,500,000	-	6,700,000	-	47,608,000
-	2,465,000	-	1,800,000	-	26,355,000
-	50,920,000	-	38,500,000	-	15,883,884
-	171,250,000	-	155,300,000	-	453,186,271
-	15,410,000	-	12,100,000	-	73,790,000
-	-	-	-	-	5,000,000
-	990,012,000	-	808,200,000	-	89,901,000
-	10,650,000	-	-	-	28,840,000
-	167,464,000	-	-	-	-
-	-	-	-	-	10,164,000
-	148,266,000	-	296,500,000	-	4,734,000
-	269,738,000	-	513,100,000	-	276,162,000
-	31,275,000	-	-	-	31,275,000
-	83,465,000	-	166,800,000	-	57,335,000
-	210,337,000	-	400,200,000	-	205,463,000
-	14,625,000	-	-	-	14,625,000
-	3,168,374,618	76,301,493	2,534,100,000	-	1,601,894,195



報告第 5 号

令和 3 年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 3 年度大阪府枚方市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年（2 0 2 2 年）6 月 1 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

# 令和3年度大阪府枚方市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	819,870,000	209,114,700	534,490,800



# 事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額を卸すための購入限度額	説 明
企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
184,600,000	51,181,000	298,709,800	76,264,500	0	関係者との協議に期間を要したため及び受注業者の履行遅延のため



報告第 6 号

令和 3 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和 3 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年（2022 年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和 3 年度大阪府枚方市水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 3 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 遡次繰越額	計
			円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	配水支管 更新事業	3,098,000,000	831,000,000	81,697,680	912,697,680
		送配水 管業	2,696,600,000	536,500,000	130,404,223	666,904,223
		送配水 管業	997,000,000	144,000,000	21,531,294	165,531,294
		津田低区 配水場 耐震化事業	2,599,000,000	981,000,000	279,254,600	1,260,254,600
		都市計画道路 内里高野道線 整備関連事業	455,000,000	137,000,000	53,887,700	190,887,700

# 事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る 要する購入限度額
			企 業 債	工 事 負 担 金	損 留	益 保 勘 定 金	
円	円	円	円	円	円	円	円
866,842,273	45,855,407	45,855,407	0	0	45,855,407	0	0
286,001,300	380,902,923	380,902,923	263,900,000	0	117,002,923	0	0
140,886,900	24,644,394	24,644,394	0	0	24,644,394	0	0
881,371,000	378,883,600	378,883,600	172,400,000	0	206,483,600	0	0
186,440,100	4,447,600	4,447,600	0	0	4,447,600	0	0



令和3年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度大阪府枚方市病院事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会に報告する。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

# 令和 3 年 度 大 阪 府 枚 方 市

地方公営企業法第 26 条第 2 項

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生	翌年度繰越額
			円	円	円
病院事業費用	医業費用	病院機能評価 審査手数料	2,838,000	2,838,000	2,838,000



# 病院事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による繰越額

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国府補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	
0	0	2,838,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により審査日程が延期となったため



報告第 8 号

令和 3 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 3 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、  
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年（2022 年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

# 令和3年度大阪府枚方市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道整備事業	514,020,000	115,299,485	205,709,000
	建設改良事業費	雨水改良事業	345,550,000	68,429,481	61,645,300
	固定資産購入費	流域下水道建設負担金	164,824,000	74,504,959	54,211,675

# 事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越す資産の限度	繰越る要卸入額	説 明
国 府 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金				
円	円	円	円	円	円	円	円	
21,000,000	167,300,000	0	0	17,409,000	193,011,515	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	0	0	61,645,300	0	215,475,219	0	0	関係者との協議に期間を要したため
0	54,100,000	0	0	111,675	36,107,366	0	0	関係機関の事業が未完了のため



報告第9号

令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により議会の報告する。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和 3 年度大阪府枚方市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 3 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
資本的支出	整備事業費	楠葉排水区 下水被害 軽減事業 被総	4,581,000,000 円	160,000,000 円	803,114,231 円	963,114,231 円



# 事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 生 額 ( 見 込 )	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳			翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 入 限 度
			企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 負 担 金	
円	円	円	円	円	円	円
756,195,200	206,919,031	206,919,031	0	0	206,919,031	0

	事業名	翌年度繰越額
報告第4号 令和3年度大阪府枚方市一般会計繰 越明許費の繰越計算書について	庁舎施設改修工事	4,000,000
	住民基本台帳事務経費	4,488,000
	ひとり親等休業手当金	475,200
	公的介護施設等整備事業	-
	社会福祉施設等施設整備費補助事業	205,110,000
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	251,987,000
	公立保育所民営化事業	-
	子育て世帯への臨時特別給付事業	32,686,220
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	133,980,131
	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	288,917,107
	妊婦への臨時特別給付事業	1,540,000
	道路施設調査点検事業	32,664,000
	牧野高槻線及び京都守口線整備事業	9,885,400
	長尾杉線整備事業	3,415,000
	主要道路リフレッシュ整備事業	272,200,000
	橋梁修繕・補強事業	78,000,000
	用地管理工事	-
	有料自転車駐車場管理運営経費	7,077,000
	空き家・空き地対策推進事業	22,000,000
	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業	7,930,000
	公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	45,000,000
	京阪本線連続立体交差事業	66,416,093
	牧野長尾線整備事業	61,808,000
	中振交野線整備事業	30,620,000
	御殿山小倉線整備事業	105,303,884
	長尾杉線整備事業	779,736,271
	北山通線整備事業	101,300,000
	市駅周辺再整備事業	5,000,000
	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	1,888,113,000
	枚方市駅前行政サービス再編事業	39,490,000
	アスベスト台帳整備等委託料	167,464,000
	階段昇降車購入経費	10,164,000
	施設改善維持補修経費	449,500,000
トイレ改善事業	1,059,000,000	
児童・生徒等の健康管理事業	62,550,000	
施設改善維持補修経費	307,600,000	
トイレ改善事業	816,000,000	
児童・生徒等の健康管理事業	29,250,000	

(単位：円)

繰越理由	事業完了予定
資材の調達に期間を要したため。	4年 7月
国の令和3年度の補正に伴い、事業化を行ったため。	4年 12月
事業の完了に期間を要したため。	4年 5月
入札不調により工期を変更したため。	4年 9月
国の令和3年度の補正に伴い、事業化を行ったため。	4年 11月
事業の完了に期間を要したため。	4年 5月
新型コロナウイルスワクチン追加接種及び小児接種の開始に伴い、接種計画を見直したため。	5年 3月
新型コロナウイルスワクチン追加接種及び小児接種の開始に伴い、接種計画を見直したため。	5年 3月
事業の完了に期間を要したため。	4年 4月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	5年 3月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月
資材の調達に期間を要したため。	4年 10月
制度利用者の工事に要する時間が長期化したため。	5年 3月
新型コロナウイルスの影響により関係者との協議に期間を要したため。	4年 6月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月
関係者との協議に期間を要したため。	4年 12月
関係者との協議に期間を要したため。	4年 9月
関係者との協議に期間を要したため。	4年 9月
関係者との協議及び事業の完了に期間を要したため。	4年 5月
令和3年12月に国の交付金事業の採択を受けたため、及び関係者との協議に期間を要したため。	4年 9月
関係者との協議に期間を要したため。	4年 5月
関係者との協議に期間を要したため。	4年 6月
事業の完了に期間を要したため。	5年 3月
事業の完了に期間を要したため。	4年 6月
令和3年12月に国の交付金事業の採択を受けたため。	4年 11月
新型コロナウイルスの影響等により生産及び納品に期間を要したため。	4年 8月
令和4年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 1月
令和4年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	4年 10月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月
令和4年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 1月
令和4年2月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 1月
令和4年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	5年 3月

	事業名	翌年度繰越額
報告第5号 令和3年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	建設改良事業	534,490,800
報告第6号 令和3年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	配水支管更新事業	45,855,407
	送配水管更生事業	380,902,923
	送配水管更新事業	24,644,394
	津田低区配水場耐震化事業	378,883,600
	都市計画道路内里高野道線整備関連事業	4,447,600
報告第7号 令和3年度大阪府枚方市病院事業会計予算の繰越計算書について	病院機能評価審査手数料	2,838,000
報告第8号 令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	汚水公共下水道整備事業	205,709,000
	雨水改良事業	61,645,300
	流域下水道建設負担金	54,211,675
報告第9号 令和3年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合事業	206,919,031

線 越 理 由	事 業 完 了 予 定
関係者との協議に期間を要したため及び受注業者の履行遅延のため。	4 年 12 月
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
継続費の通次繰越分	
新型コロナウイルス感染症の影響により審査日程が延期となったため。	5 年 3 月
関係者との協議に期間を要したため。	4 年 8 月
関係者との協議に期間を要したため。	4 年 6 月
関係機関の事業が未完了のため。	5 年 3 月
継続費の通次繰越分	

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解案の受諾について（1件）

和解案の受諾について

次のとおり和解案を受諾するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年（2022年）5月13日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者 原告 枚方市在住者  
被告 枚方市  
代表者 枚方市病院事業管理者 宮垣 純一
2. 和解案 (1) 被告枚方市は、原告に対し、本件解決金として、450万円の支払義務があることを認める。  
(2) 被告枚方市は、原告に対し、前項の金員を、令和4年6月30日限り、原告の指定する普通預金口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は被告枚方市の負担とする。  
(3) 原告は、被告枚方市に対するその余の請求を放棄する。  
(4) 原告及び被告枚方市は、本件に関し、将来発生する可能性のある損害賠償請求権を含め、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。  
(5) 訴訟費用は各自の負担とする。
3. 事件内容と経過 (1) 平成30年4月28日に原告が咳・背部痛を主訴に市立ひらかた病院(当院)救急外来を受診。救急担当医師が感冒薬を処方し、改善しなければ後日呼吸器内科を受診するよう指示し帰宅となった。  
(2) 同年5月1日に原告が当院呼吸器内科を受診。CT検査の結果、急性肺炎との診断で緊急入院となり、5月7日に退院した。  
(3) 同年11月29日に原告が左肩甲骨の痛みにより当院救急外来を受診。急性肺炎との診断で緊急入院となり、12月4日に退院した。  
入院中、放射線科医師が同年5月及び11月のCT画像を比較診断。左右の肺に多発小結節を認め、5月から増大していること

も確認したことから、呼吸器内科医師が原告に対し、今後も症状が続くなら気管支鏡検査で精査が必要と伝えた。

- (4) 同年12月20日に原告が呼吸器内科を受診。検査により結核ではないことを説明。令和元年6月27日にCT検査を実施、7月17日に気管支鏡検査のため入院し、7月18日に退院。気管支鏡検査の結果、肺腺癌が認められたことから、7月25日に呼吸器内科医師が原告に対し告知した。
- (5) 同年8月9日、原告及び原告の家族の希望により、大手前病院へ紹介。以後当院への受診歴なし。
- (6) 令和3年3月15日に原告から、平成30年5月の当院受診時における肺腺癌の所見の見落とし及び11月受診時に精密検査を勧めなかったことのそれぞれが義務違反に当たり、その結果として肺腺癌がステージ1からステージ4まで進行したとして、大阪地方裁判所に、被告を相手とする損害賠償請求〔請求額：損害賠償額1,713万円及び遅延損害金〕が提起された。
- (7) 原告の主張に対し、平成30年5月に肺腺癌と診断しなかったこと、及び同年11月に肺腺癌の検査を行わなかったことについては認める一方で、肺腺癌の告知の遅れによってステージが進行したことについては否認。
- (8) 審理の結果、令和4年5月13日に大阪地方裁判所から、本件の解決金として、被告が原告に対し、450万円の支払い義務があるとする和解案が提示された。
- (9) 和解に際しては、解決金の全額について、損害保険で補填できることを確認したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年5月13日に市長専決処分を行い、同日に和解を成立させることとしたものである。



## 令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,582,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,581,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		37,687,840	1,029,443	38,717,283
	(1) 国庫負担金	27,403,620	545,292	27,948,912
	(2) 国庫補助金	10,202,693	484,151	10,686,844
16. 府支出金		15,486,088	767,222	16,253,310
	(2) 府補助金	3,072,014	766,437	3,838,451
	(3) 府委託金	3,624,370	785	3,625,155
19. 繰入金		3,462,778	762,383	4,225,161
	(1) 基金繰入金	3,343,723	762,383	4,106,106
20. 諸収入		1,820,212	15,000	1,835,212
	(5) 雑入	1,470,078	15,000	1,485,078
21. 市債		12,160,100	8,700	12,168,800
	(1) 市債	12,160,100	8,700	12,168,800
歳入合計		153,999,200	2,582,748	156,581,948

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,787,212	▲200	10,787,012
	(1) 総務管理費	7,569,337	▲4,500	7,564,837
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,301,283	4,300	1,305,583
3. 民生費		76,237,542	620,251	76,857,793
	(1) 社会福祉費	33,078,974	571,562	33,650,536
	(2) 児童福祉費	29,120,523	48,689	29,169,212
4. 衛生費		15,859,982	1,949,307	17,809,289
	(1) 保健衛生費	8,477,240	1,949,307	10,426,547
9. 教育費		13,882,938	13,390	13,896,328
	(1) 教育総務費	4,075,697	5,785	4,081,482
	(4) 幼稚園費	620,058	1,240	621,298
	(6) 保健体育費	2,468,955	6,365	2,475,320
歳 出 合 計		153,999,200	2,582,748	156,581,948

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
私立保育所等施設整備補助金	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	358,540
庁舎等清掃委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	261
庁舎等周辺警備委託	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	980
合 計		(8,400,000) 11,417,885		(8,400,000) 11,777,666

( )書は、金融機関等に対する債務保証



第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
私立保育所等施設整備事業		普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
合計	12,160,100						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直し

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
区分				償還期限	据置期間	償還の方法		
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	8,700	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	12,168,800							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。





凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	37,687,840	1,029,443	38,717,283		
(項)					
(1) 国庫負担金	27,403,620	545,292	27,948,912		
3. 衛生費国庫負担金	1,158,801	545,292	1,704,093	1. 衛生費負担金	545,292
(項)					
(2) 国庫補助金	10,202,693	484,151	10,686,844		
2. 民生費国庫補助金	5,290,128	12,845	5,302,973	1. 児童福祉費補助金	12,845
3. 衛生費国庫補助金	1,360,640	471,306	1,831,946	1. 衛生費補助金	471,306
(款)					
16. 府支出金	15,486,088	767,222	16,253,310		
(項)					
(2) 府補助金	3,072,014	766,437	3,838,451		
2. 民生費府補助金	2,685,551	161,622	2,847,173	2. 老人福祉費補助金	161,622
3. 衛生費府補助金	267,600	604,815	872,415	1. 衛生費補助金	604,815
(項)					
(3) 府委託金	3,624,370	785	3,625,155		
5. 教育費委託金	-	785	785	1. 教育費委託金	785
(款)					
19. 繰入金	3,462,778	762,383	4,225,161		
(項)					
(1) 基金繰入金	3,343,723	762,383	4,106,106		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 感染症発生動向調査事業負担金	147,661	1. 感染症発生動向調査事業負担金	147,661
8. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	397,631	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	397,631
10. 保育所等整備交付金	12,845	1. 保育所等整備交付金	12,845
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	471,306	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	471,306
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	139,817	1. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	139,817
45. 高齢者施設等施設内療養体制確保事業費補助金	21,805	2. 高齢者施設等施設内療養体制確保事業費補助金	21,805
20. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	579,100	1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	579,100
21. 安心こども基金特定不妊治療支援事業補助金	25,715	2. 安心こども基金特定不妊治療支援事業補助金	25,715
22. 学力向上のための基盤づくりに関する調査研究事業委託金	785	1. 学力向上のための基盤づくりに関する調査研究事業委託金	785

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 基金繰入金	3,343,723	762,383	4,106,106	1. 基金繰入金	762,383
(款)					
20. 諸 収 入	1,820,212	15,000	1,835,212		
(項)					
(5) 雑 入	1,470,078	15,000	1,485,078		
1. 雑 入	1,470,078	15,000	1,485,078	1. 雑 入	15,000
(款)					
21. 市 債	12,160,100	8,700	12,168,800		
(項)					
(1) 市 債	12,160,100	8,700	12,168,800		
2. 民 生 債	89,300	8,700	98,000	1. 民 生 債	8,700
歳 入 合 計	153,999,200	2,582,748	156,581,948		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
19. 財政調整基金繰入金	762,383	1. 財政調整基金繰入金	762,383
76. 自治総合センター助成金	15,000	1. 自治総合センター助成金	15,000
1. 民生債	8,700	1. 民生債	8,700
		(1) 私立保育所等施設整備事業	8,700

## 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	10,787,212	▲200	10,787,012	-	-	15,000	▲15,200
(項)							
(1) 総務管理費	7,569,337	▲4,500	7,564,837	-	-	15,000	▲19,500
4. 自治推進費	146,621	▲4,500	142,121	-	-	15,000	▲19,500
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,301,283	4,300	1,305,583	-	-	-	4,300
1. 戸籍住民基本台帳費	1,296,023	4,300	1,300,323	-	-	-	4,300
(款)							
3. 民 生 費	76,237,542	620,251	76,857,793	174,467	8,700	-	437,084
(項)							
(1) 社会福祉費	33,078,974	571,562	33,650,536	161,622	-	-	409,940
1. 社会福祉総務費	1,519,789	530	1,520,319	-	-	-	530
2. 老人福祉費	1,923,301	161,770	2,085,071	161,622	-	-	148
22. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	3,200,000	409,262	3,609,262	-	-	-	409,262

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲4,500	2. 補 助 金 ▲4,500	1. 自治会館建設補助等経費 ▲19,500 (1) 自治会館建設補助金 ▲19,500 2. コミュニティ推進経費 15,000 (1) コミュニティ活動支援事業補助金 15,000
10. 需 用 費 1,205	1. 消耗品費 5 6. 修 繕 料 1,200	1. パスポートセンター等移転経費 3,679 消 備 5 修 1,200 通 60 委 877 1,537 2. 事務経費 621 委 621
11. 役 務 費 60	1. 通信運搬費 60	
12. 委 託 料 1,498	1. 委 託 料 1,498	
17. 備品購入費 1,537	1. 庁用器具費 1,537	
19. 扶 助 費 530	22. ひとり親等休業 手当金 530	1. ひとり親等休業手当金 530 扶 530
18. 負担金補助及び 交付金 161,770	2. 補 助 金 161,770	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 161,622 (1) 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助 161,622 金 2. 高額介護サービス費等補助金 148
22. 償還金利子及び 割引料 409,262	1. 償 還 金 409,262	1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業経費 409,262 償 409,262

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 児童福祉費	29,120,523	48,689	29,169,212	12,845	8,700	-	27,144
1. 児童福祉総務費	10,420,556	3,905	10,424,461	-	-	-	3,905
2. 保育所費	14,787,981	44,203	14,832,184	12,845	8,700	-	22,658
9. 児童発達支援センター費	637,742	581	638,323	-	-	-	581
(款)							
4. 衛生費	15,859,982	1,949,307	17,809,289	1,621,413	-	-	327,894
(項)							
(1) 保健衛生費	8,477,240	1,949,307	10,426,547	1,621,413	-	-	327,894
2. 保健所費	1,905,138	1,072,987	2,978,125	752,476	-	-	320,511
3. 予防費	4,563,751	876,320	5,440,071	868,937	-	-	7,383



(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 3,905	1. 委 託 料 3,905	1. 保育システム管理経費 3,905 (1) システム改修委託料
10. 需 用 費 20,333	1. 消耗品費 20,333	1. 私立保育所等経費 23,870 (1) 各種補助金 23,870 ア. 施設整備補助金 23,870
18. 負担金補助及び 交付金 23,870	2. 補 助 金 23,870	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 20,333 (1) 感染拡大防止対策事業費 20,333 消 20,333
10. 需 用 費 581	1. 消耗品費 581	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 581 (1) 感染拡大防止対策事業費 581 消 581
10. 需 用 費 3,240	1. 消耗品費 3,240	1. 感染症予防対策経費 1,021,557 (1) 新型コロナウイルス感染症対策費 298,827 手 3,503 委 295,324 (2) 在宅療養者緊急対応事業費 722,730 消 3,240 委 719,490
11. 役 務 費 3,503	4. 手 数 料 3,503	2. 特定不妊治療費助成事業経費 51,430 (1) 特定不妊治療費負担金〔扶〕 51,430
12. 委 託 料 1,014,814	1. 委 託 料 1,014,814	1. 予防接種実施経費 7,383 (1) HPV（子宮頸がん予防）ワクチン任意接種補助金 7,383
19. 扶 助 費 51,430	62. 特定不妊治療費 負担金 51,430	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 868,937 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 454,306 消 1,000 燃 20 通 15,435 委 437,851 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費 414,631 委 414,631
10. 需 用 費 1,020	1. 消耗品費 1,000 2. 燃 料 費 20	
11. 役 務 費 15,435	1. 通信運搬費 15,435	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 9. 教 育 費	13,882,938	13,390	13,896,328	785	-	-	12,605
(項) (1)教育総務費	4,075,697	5,785	4,081,482	785	-	-	5,000
2. 事務局費	2,883,661	5,000	2,888,661	-	-	-	5,000
3. 教育研究費	1,125,567	785	1,126,352	785	-	-	-
(項) (4)幼稚園費	620,058	1,240	621,298	-	-	-	1,240
1. 幼稚園費	620,058	1,240	621,298	-	-	-	1,240
(項) (6)保健体育費	2,468,955	6,365	2,475,320	-	-	-	6,365

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
12. 委 託 料 852,482	1. 委 託 料 852,482		
18. 負担金補助及び 交付金 7,383	2. 補 助 金 7,383		
10. 需 用 費 5,000	1. 消耗品費 5,000	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 感染拡大防止対策事業費 消 5,000	5,000 5,000
7. 報 償 費 270	1. 報 償 金 270	1. 学力向上のための基盤づくりに関する調査研究事業経費 報 270 消 297 印 79 通 1 備 8 負 130	785
10. 需 用 費 376	1. 消耗品費 297 4. 印刷製本費 79		
11. 役 務 費 1	1. 通信運搬費 1		
17. 備品購入費 8	3. 図 書 費 8		
18. 負担金補助及び 交付金 130	1. 負 担 金 130		
10. 需 用 費 1,240	1. 消耗品費 1,240	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 感染拡大防止対策事業費 消 1,240	1,240 1,240

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 学校給食費	1,789,037	6,365	1,795,402	-	-	-	6,365
歳 出 合 計	153,999,200	2,582,748	156,581,948	1,796,665	8,700	15,000	762,383

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
18. 負担金補助及び 交付金 6,365	2. 補 助 金 6,365	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 学校臨時休業対策事業補助金	6,365 6,365

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
私立保育所等施設整備補助金	補正前	-	-	-
	補正額	358,540		-
	補正後	358,540	-	-
庁舎等清掃委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	261		-
	補正後	261	-	-
庁舎等周辺警備委託 (令和4年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	980		-
	補正後	980	-	-
合 計	補正前	77,160,393		28,331,730
	補正額	359,781		-
	補正後	77,520,174		28,331,730

のについての前年度末までの支出額  
 の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	358,540	179,270	-	143,400	-	35,870
5	358,540	-	-	-	-	35,870
-	-	-	-	-	-	-
	261	-	-	-	-	261
5	261	-	-	-	-	261
-	-	-	-	-	-	-
	980	-	-	-	-	980
5	980	-	-	-	-	980
	48,828,663	4,524,209	1,597,011	12,098,100	1,825,944	28,783,399
	359,781	179,270	-	143,400	-	37,111
	49,188,444	4,703,479	1,597,011	12,241,500	1,825,944	28,820,510

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	42,612,508	44,088,438	8,360,100	5,136,598	47,311,940
	補正額	-	-	8,700	-	8,700
	補正後	42,612,508	44,088,438	8,368,800	5,136,598	47,320,640
(1) 総 務	補正前	7,014,780	7,062,075	97,000	670,639	6,488,436
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	7,014,780	7,062,075	97,000	670,639	6,488,436
(2) 民 生	補正前	2,283,811	2,474,643	89,300	198,577	2,365,366
	補正額	-	-	8,700	-	8,700
	補正後	2,283,811	2,474,643	98,000	198,577	2,374,066
(3) 衛 生	補正前	6,415,182	5,261,892	1,121,100	1,013,805	5,369,187
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	6,415,182	5,261,892	1,121,100	1,013,805	5,369,187
(4) 商 工	補正前	100,500	97,147	87,700	6,700	178,147
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	100,500	97,147	87,700	6,700	178,147
(5) 土 木	補正前	12,218,872	13,698,680	4,838,900	1,509,251	17,028,329
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	12,218,872	13,698,680	4,838,900	1,509,251	17,028,329
(6) 消 防	補正前	1,154,057	1,020,633	-	134,034	886,599
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	1,154,057	1,020,633	-	134,034	886,599
(7) 教 育	補正前	13,425,306	14,473,368	2,126,100	1,603,592	14,995,876
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	13,425,306	14,473,368	2,126,100	1,603,592	14,995,876
2. そ の 他	補正前	68,424,594	68,560,512	3,800,000	5,881,740	66,478,772
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	68,424,594	68,560,512	3,800,000	5,881,740	66,478,772
(1) 地 方 税 等 減 収 補 填 債	補正前	304,717	279,306	-	25,387	253,919
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	304,717	279,306	-	25,387	253,919
(2) 住 民 税 等 減 税 補 填 債	補正前	902,501	625,999	-	223,385	402,614
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	902,501	625,999	-	223,385	402,614
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	67,217,376	67,655,207	3,800,000	5,632,968	65,822,239
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	67,217,376	67,655,207	3,800,000	5,632,968	65,822,239
合 計	補正前	111,037,102	112,648,950	12,160,100	11,018,338	113,790,712
	補正額	-	-	8,700	-	8,700
	補正後	111,037,102	112,648,950	12,168,800	11,018,338	113,799,412



## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	-	-	-	-	-	-
(2) 総務費	-	4,300	-	-	▲4,500	▲200
(3) 民生費	-	24,819	-	-	595,432	620,251
(4) 衛生費	-	1,890,494	-	-	58,813	1,949,307
(5) 農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6) 商工費	-	-	-	-	-	-
(7) 土木費	-	-	-	-	-	-
(8) 消防費	-	-	-	-	-	-
(9) 教育費	-	6,895	-	-	6,495	13,390
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12) 予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	1,926,508	-	-	656,240	2,582,748
現計予算の内訳	22,236,849	29,126,520	2,496,058	6,374,345	93,765,428	153,999,200
総計	22,236,849	31,053,028	2,496,058	6,374,345	94,421,668	156,581,948
総計の構成比 (%)	14.2	19.8	1.6	4.1	60.3	100.0

議案第 10 号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 損害補償を受ける権利を担保に供することができる特例を廃止するため。

枚方市条例第 号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例（昭和40年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

議案第 11 号

枚方市税条例等の一部改正について

次のとおり枚方市税条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限の延長の措置を講じるため。

枚方市税条例等の一部を改正する条例

(枚方市税条例の一部改正)

第1条 枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第20条の10」の次に「又は第382条の4」を加える。

第20条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第25条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第28条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下である

ものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第54条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第10条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第38条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第41条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第46条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第47条第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第47条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの」を「確定申告書にこの」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第53条を削る。

(枚方市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 枚方市税条例等の一部を改正する条例(令和3年枚方市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、枚方市税条例第29条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第1項中「別段の定めがあるものを除き、」を削り、「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第14条第2項、第29条の3第1項及び附則第6条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中枚方市税条例第20条第4項及び第6項、第25条の2第1項及び第2項、第28条第1項ただし書及び第2項、第29条第2項及び第3項並びに第54条の改正規定並びに同条例附則第38条の2第2項、第46条の2第4項並びに第47条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(枚方市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第1項の改正規定に限る。)の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中枚方市税条例第10条の改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の枚方市税条例(以下「新条例」という。)第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の枚方市税条例(以下「旧条例」という。)第29条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。)について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第1号に掲げる規定による改正後の枚方市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。



議案第 11 号参考資料

枚方市税条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市税条例関係]</p> <p>（納税証明書の交付に係る手数料）</p> <p>第10条 法第20条の10又は第382条の4の規定に基づく証明書の交付に際しては、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明に係る場合を除き、枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の定めるところにより手数料を徴する。</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>[枚方市税条例関係]</p> <p>（納税証明書の交付に係る手数料）</p> <p>第10条 法第20条の10の規定に基づく証明書の交付に際しては、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明に係る場合を除き、枚方市手数料条例（昭和13年枚方市条例第2号）の定めるところにより手数料を徴する。</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 [略]</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する<u>確定申告書</u></p>	<p>(1) <u>第28条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第28条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する<u>特定配当等</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 [略]</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得</p>	<p><u>申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 [略]</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは同条第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>第29条 [略]</p>	<p>又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3～9 [略]</p> <p>第29条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u></p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記しなければならない。</u></p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p>	<p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u></p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記しなければならない。</u></p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 [略]</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第10条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 [略]</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>第10条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第38条の2　〔略〕</p> <p>2　前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第38条の2　〔略〕</p> <p>2　前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第22条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第20条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第20条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第41条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>第41条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めると</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 [略] （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p><u>きは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 [略] （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第28条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) <u>第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 [略]</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第47条第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第20条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p><u>に限る。)</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第47条第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 <u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第20条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第53条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市税条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>第1条 枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第29条の3第1項中「<u>扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>附 則</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の枚方市税条例（以下「新条例」という。）<u>第14条第2項、第29条の3第1項及び附則第6条第1項の規定は、</u></p>	<p><u>感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> <p>[枚方市税条例等の一部を改正する条例関係]</p> <p>第1条 枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第29条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 <u>別段の定めがあるものを除き、</u>第1条の規定による改正後の枚方市税条例（以下「新条例」という。）<u>の規定中個人の市民税に関する部</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2・3 [略]</p>

議案第 12 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 オンラインによる会議に関して必要な事項を定めるため。
- 2 障害者地域生活支援事業者選定審査会の担当事務等を変更するため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。

別表1の表障害者地域生活支援事業者選定審査会の項中

「 地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査 」	を	「 (1) 地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査 (2) 地域生活支援事業を委託した事業者の事業の運営の評価に関する審査 」	に改め、同項中
-------------------------------------	---	--	---------

「答申の日まで」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（枚方市青少年問題協議会条例の一部改正）
- 2 枚方市青少年問題協議会条例（昭和41年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。  
第5条に次の1項を加える。
  - 4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。  
（枚方市建築審査会設置条例の一部改正）
- 3 枚方市建築審査会設置条例（昭和47年枚方市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
第5条に次の1項を加える。
  - 4 前3項に定めるもののほか、審査会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。  
（枚方市都市計画審議会条例の一部改正）
- 4 枚方市都市計画審議会条例（平成12年枚方市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第6条に次の1項を加える。
  - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市開発審査会条例の一部改正)

- 5 枚方市開発審査会条例（平成13年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市国民保護協議会条例の一部改正)

- 6 枚方市国民保護協議会条例（平成17年枚方市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市保健所運営協議会条例の一部改正)

- 7 枚方市保健所運営協議会条例（平成25年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 8 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

- 9 枚方市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、合議体の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市行政不服審査に関する条例の一部改正)

- 10 枚方市行政不服審査に関する条例（平成27年枚方市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

(枚方市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 11 枚方市スポーツ推進審議会条例（平成28年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。



(枚方市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

12 枚方市上下水道事業経営審議会条例（平成28年枚方市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)																				
<p>(会議)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>																				
<p>別表（第1条、第2条関係）</p>	<p>別表（第1条、第2条関係）</p>																				
<p>1 市長の附属機関</p>	<p>1 市長の附属機関</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>委員の定数</th> <th>委 員 の 構 成</th> <th>委員の委嘱期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者地域生活支援事業者選定審査会</td> <td>(1) <u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u> (2) <u>地域生活支援事業を委託した事業者の事業の運営の評価に関する審査</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間	障害者地域生活支援事業者選定審査会	(1) <u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u> (2) <u>地域生活支援事業を委託した事業者の事業の運営の評価に関する審査</u>	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>委員の定数</th> <th>委 員 の 構 成</th> <th>委員の委嘱期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者地域生活支援事業者選定審査会</td> <td><u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>答申の日まで</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間	障害者地域生活支援事業者選定審査会	<u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u>	[略]	[略]	<u>答申の日まで</u>
名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間																	
障害者地域生活支援事業者選定審査会	(1) <u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u> (2) <u>地域生活支援事業を委託した事業者の事業の運営の評価に関する審査</u>	[略]	[略]																		
名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間																	
障害者地域生活支援事業者選定審査会	<u>地域生活支援事業を委託する事業者の選定に関する審査</u>	[略]	[略]	<u>答申の日まで</u>																	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]	

議案第 13 号

枚方市臨時保育室条例の一部改正について

次のとおり枚方市臨時保育室条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立渚西臨時保育室を設置するため。

枚方市臨時保育室条例の一部を改正する条例

枚方市臨時保育室条例（令和3年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「次の」の次に「表の」を加え、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
枚方市立蹉跎西臨時保育室	枚方市出口6丁目20番5号
枚方市立渚西臨時保育室	枚方市渚西2丁目21番1号

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 13 号参考資料

枚方市臨時保育室条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 臨時保育室の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 443 1099 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 443 656 496">名 称</th> <th data-bbox="656 443 1099 496">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 496 656 549">枚方市立蹉跎西臨時保育室</td> <td data-bbox="656 496 1099 549">枚方市出口6丁目20番5号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 549 656 611">枚方市立渚西臨時保育室</td> <td data-bbox="656 549 1099 611">枚方市渚西2丁目21番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	枚方市立蹉跎西臨時保育室	枚方市出口6丁目20番5号	枚方市立渚西臨時保育室	枚方市渚西2丁目21番1号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 臨時保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称</u> 枚方市立蹉跎西臨時保育室</p> <p>(2) <u>位置</u> 枚方市出口6丁目20番5号</p>
名 称	位 置						
枚方市立蹉跎西臨時保育室	枚方市出口6丁目20番5号						
枚方市立渚西臨時保育室	枚方市渚西2丁目21番1号						

議案第 14 号

枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例  
の一部改正について

次のとおり枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準を見直すため。

枚方市条例第 号

枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例

枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例（平成16年枚方市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第11号及び第12号並びに」を「第34条第12号及び」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる」に改め、同条第1号中「住宅又は」の次に「建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に規定する」を加え、同条第3号中「連たん区域」を「建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内にあるものを含み、26以上が市街化調整区域内にあるものに限る。）が連たんしている区域及びその周辺50メートルの区域」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新（改正後）	旧（現 行）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）</u>第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）</u>第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(法第34条第11号の規定により指定する土地の区域)</u></p> <p>第3条 <u>法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域（当該土地の区域と一体的な利用に供されることが適当であると市長が認める土地の区域を含む。）のうち、規則で定めるところにより市長が指定する区域とする。</u></p> <p>(1) <u>都市計画道路大阪枚方京都線の長尾東町から津田南町までに係る区間線及び当該区間線の東側において隣接する他市との境界線で囲まれた区域を除いた区域内の市街化調整区域であること。</u></p> <p>(2) <u>市街化区域に隣接し、かつ、市街化区域の周囲おおむね50メートルの区域内にあること。</u></p> <p>(3) <u>河川又は鉄道で区域内が分断されていないこと。ただし、道路により連続している区域については、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内にあるものを含み、26以上が市街化調整区域内にあるもの</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（法第34条第12号の開発行為）</p> <p><u>第3条</u> 法第34条第12号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等</p>	<p>に限る。）が連たんしている区域及びその周辺50メートルの区域（以下「連たん区域」という。）内にあること。</p> <p>(5) <u>当該土地の区域が、規則で定める幹線道路（次条第3号において同じ。）の境界線からおおむね250メートルの区域内にあり、かつ、当該土地の区域内又はその周辺に規則で定める主要な道路が整備されていること。</u></p> <p>(6) <u>令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。</u></p> <p><u>（法第34条第11号の規定により定める予定建築物等の用途）</u></p> <p><u>第4条 法第34条第11号の開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる用途以外の用途とする。</u></p> <p>(1) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号の住宅のうち、一戸建のもの</u></p> <p>(2) <u>建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する兼用住宅（以下「兼用住宅」という。）のうち、一戸建のもの</u></p> <p>(3) <u>幹線道路の沿道については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の3で定める建築物で、床面積の合計が1,500平方メートル以下のもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認める用途</u></p> <p>（法第34条第12号の開発行為）</p> <p><u>第5条</u> 法第34条第12号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の用途を限り定める開発行為は、<u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる区域</u>として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴い、自己の居住の用に供する一戸建の住宅又は<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に規定する兼用住宅</u>（以下「一戸建の住宅等」という。）に代わるものとして規則で定める区域において新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる一戸建の住宅等（従前と同一の用途で、かつ、規則で定める規模のものに限る。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内にあるものを含み、26以上が市街化調整区域内にあるものに限る。）が連たんしている区域及びその周辺50メートルの区域内において区域区分日前から土地を所有している者その他規則で定める者が、当該土地において婚姻その他規則で定める事由により新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅（規則で定める規模のものに限る。）</u></p> <p>(4)・(5) [略] (令第36条第1項第3号ハの建築行為等)</p>	<p>の用途を限り定める開発行為は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴い、自己の居住の用に供する一戸建の住宅又は兼用住宅（以下「一戸建の住宅等」という。）に代わるものとして規則で定める区域において新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる一戸建の住宅等（従前と同一の用途で、かつ、規則で定める規模のものに限る。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>連たん区域内において区域区分日前から土地を所有している者その他規則で定める者が、当該土地において婚姻その他規則で定める事由により新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅（規則で定める規模のものに限る。）</u></p> <p>(4)・(5) [略] (令第36条第1項第3号ハの建築行為等)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第4条</u> 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、<u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる区域</u>として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p><u>第6条</u> 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>

議案第 15 号

枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 指定管理者に管理を行わせる公園の範囲を拡大するため。
- 2 王仁公園への公募設置管理制度の導入に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

(枚方市都市公園条例の一部改正)

第1条 枚方市都市公園条例(昭和49年枚方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第4条第1項」を「次条第1項」に改める。

第5条中「第6条第1項又は」を「第5条第1項又は法第6条第1項若しくは」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「、公園における行為又は有料施設の使用」を「又は公園における行為」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第3項中「使用料」を「前2項の使用料」に改める。

第23条の2第1項中「有料施設(野球場及び会議室を除く。次項及び第3項本文において同じ。)、鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域(第6項及び第7項において「みどりの広場」という。)」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同条第2項中「有料施設の指定管理者は、」を「指定管理者は、王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地についての」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 公園の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務
- (2) 第4条第1項又は第2項の許可その他公園の利用に関する業務
- (3) 次条から第23条の5まで(第23条の3の2を除く。)に規定する利用料金に関する業務
- (4) 公園の維持管理に関する業務

第23条の2第3項表以外の部分中「有料施設」を「王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地」に改め、同項の表を次のように改める。

第4条(第3項各号を除く。)	市長	指定管理者
第10条第1項	市	指定管理者
第10条第4項	市長は、特別の理由があると認めるときは	指定管理者は、市長の承認を得て
第11条及び第14条	市長	指定管理者
第15条第1項	市長は、次の	次の
	対して、	対して、指定管理者は、
	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、
	若しくは公園	又は公園

第15条第2項	市長は、次の	次の
	前項	指定管理者は、前項
	し、又は	することが、市長は、

第23条の2第4項から第7項までを削る。

第23条の3第1項中「(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議室を都市における緑地の保全又は緑化の推進に資すると市長が認める活動に使用する場合は、この限りでない。

第23条の3第3項後段を削り、同条第7項中「(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の特例)

第23条の3の2 第12条第1項の規定による有料施設の目的外の使用の許可を受けた者は、特に収益が見込まれるときは、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び別表第5に掲げる利用料金の上限の額を下回らない範囲内において、市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、前条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の使用料の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 王仁公園の項中

「

テニスコート	
バレーボールコート	

を

」

「

テニスコート	
--------	--

に改める。

」

別表第5中「(第16条、第23条の3関係)」を「(第23条の3、第23条の3の2関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限」に改め、同表王仁公園の項中

「

テニスコート	1面1時間	600円 (1,200円)
バレーボールコート	1面1時間	300円 (600円)

を

」

テニスコート	1面1時間	600円 (1,200円)
--------	-------	------------------

に改める。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

第2条 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

枚方市都市公園施設設置者選定委員会	公募対象公園施設の設置及び管理を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公園の管理運営に関する専門的知識を有する者 (3) スポーツの振興に関する専門的知識を有する者	
-------------------	--------------------------------	------	---	--

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為（同日以後における利用に係るものに限る。）は、同条の規定による改正後の枚方市都市公園条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。



議案第 15 号参考資料

枚方市都市公園条例及び枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[枚方市都市公園条例関係]</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園においては、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は<u>次条第1項</u>若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から<u>別表第4</u>までに定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>[枚方市都市公園条例関係]</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 公園においては、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は<u>第4条第1項</u>若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(許可の特例)</p> <p>第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。</p> <p><u>(許可の期間)</u></p> <p><u>第13条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第4条第1項の規定による許可の期間は、5年以内で市長が定める。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から<u>別表第5</u>までに定める額の使用料を納付しなければならない。<u>ただし、会議室を都市における緑地の保全又は緑化の推進に資すると市長が認める活動に使用する</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 市長は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有又は公園における行為につき、特に収益が見込まれる場合においては、別表第2から別表第4までの規定にかかわらず、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び前項の使用料の額を下回らない範囲内において、使用料の額を定めることができる。</p> <p>3 <u>前2項の使用料</u>の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第23条の2 <u>王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地</u>の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、<u>王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地</u>についての次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>公園の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第4条第1項又は第2項の許可その他公園の利用に関する業務</u></p> <p>(3) <u>次条から第23条の5まで（第23条の3の2を除く。）に規定する利用料金に関する業務</u></p> <p>(4) <u>公園の維持管理に関する業務</u></p>	<p><u>る場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 市長は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占有、<u>公園における行為又は有料施設の使用</u>につき、特に収益が見込まれる場合においては、別表第2から別表第5までの規定にかかわらず、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び前項の使用料の額を下回らない範囲内において、使用料の額を定めることができる。</p> <p>3 <u>使用料</u>の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>（指定管理者による管理等）</p> <p>第23条の2 <u>有料施設（野球場及び会議室を除く。次項及び第3項本文において同じ。）</u>、<u>鏡伝池緑地及び香里ヶ丘中央公園のうち市長が定める区域（第6項及び第7項において「みどりの広場」という。）</u>の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 <u>有料施設の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条第1項に規定する許可（同項第4号に係るものに限る。）その他有料施設の使用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>次条から第23条の5までに規定する利用料金に関する業務</u></p> <p>(3) <u>有料施設の維持管理に関する業務</u></p>

新（改正後）			旧（現 行）		
<p>3 <u>王仁公園、香里ヶ丘中央公園、中の池公園、東部公園及び鏡伝池緑地</u>の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 <u>有料施設</u>の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者	第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者
第10条第1項	市	指定管理者	第10条第4項	市長は、特別の理由があると認めるときは	指定管理者は、市長の承認を得て
第10条第4項	市長は、特別の理由があると認めるときは	指定管理者は、市長の承認を得て	第11条	市長	指定管理者
第11条及び第14条	市長	指定管理者	第14条	市長 公園	指定管理者 有料施設
第15条第1項	市長は、次の	次の	第15条第1項	市長は、次の	次の
	対して、	対して、指定管理者は、		対して、	対して、指定管理者は、
	若しくはその条件を変更し、又は若しくは公園	又はその条件を変更することが、市長は、又は公園		若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、原状回復若しくは公園からの退去	又はその条件を変更することが、市長は、行為の中止又は原状回復
第15条第2項	市長は、次の	次の	第15条第2項	市長は、次の	次の
	前項	指定管理者は、前項		前項	指定管理者は、前項
	し、又は	することが、市長は、		し、又は	することが、市長は、
		公園		有料施設	
			利用	使用	

新（改正後）	旧（現 行）																								
	<p>4 <u>鏡伝池緑地の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>鏡伝池緑地の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第4条第1項に規定する許可その他鏡伝池緑地の利用に関する業務</u></p> <p>(3) <u>鏡伝池緑地の維持管理に関する業務</u></p> <p>5 <u>鏡伝池緑地の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 655 2051 1337"> <tbody> <tr> <td>第4条（第3項各号を除く。）</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>第10条第4項</td> <td>市長は、特別の理由があると認めるときは</td> <td>指定管理者は、市長の承認を得て</td> </tr> <tr> <td>第14条</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第15条第1項</td> <td>市長は、次の</td> <td>次の</td> </tr> <tr> <td>対して、</td> <td>対して、指定管理者は、</td> </tr> <tr> <td>若しくはその条件を変更し、又は</td> <td>又はその条件を変更することが、市長は、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若しくは公園</td> <td>又は公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15条第2項</td> <td>市長は、次の</td> <td>次の</td> </tr> <tr> <td>前項に規定する処分をし、又は</td> <td>指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 <u>みどりの広場の指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>	第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者	第10条第4項	市長は、特別の理由があると認めるときは	指定管理者は、市長の承認を得て	第14条	市長	指定管理者	第15条第1項	市長は、次の	次の	対して、	対して、指定管理者は、	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、		若しくは公園	又は公園	第15条第2項	市長は、次の	次の	前項に規定する処分をし、又は	指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、
第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者																							
第10条第4項	市長は、特別の理由があると認めるときは	指定管理者は、市長の承認を得て																							
第14条	市長	指定管理者																							
第15条第1項	市長は、次の	次の																							
	対して、	対して、指定管理者は、																							
	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、																							
	若しくは公園	又は公園																							
第15条第2項	市長は、次の	次の																							
	前項に規定する処分をし、又は	指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、																							

新（改正後）	旧（現 行）																					
<p>(利用料金)</p> <p>第23条の3 第4条第1項の規定により有料施設の使用許可を受けた者は、規則で定めるところにより、指定管理者に有料施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。<u>ただし、会議室を</u></p>	<p>(1) <u>第4条第1項（第4号に係る部分を除く。）に規定する許可その他みどりの広場の利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>みどりの広場の維持管理に関する業務</u></p> <p>7 <u>みどりの広場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 587 2056 1204"> <tbody> <tr> <td>第4条（第3項各号を除く。）</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>第14条</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第15条第1項</td> <td>市長は、次の</td> <td>次の</td> </tr> <tr> <td>対して、</td> <td>対して、指定管理者は、</td> </tr> <tr> <td>若しくはその条件を変更し、又は</td> <td>又はその条件を変更することが、市長は、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若しくは公園</td> <td>又は公園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15条第2項</td> <td>市長は、次の</td> <td>次の</td> </tr> <tr> <td>前項に規定する処分をし、又は</td> <td>指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用料金)</p> <p>第23条の3 第4条第1項の規定により有料施設（<u>王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。</u>）の使用許可を受けた者は、規則で定めるところにより、指定管理者に有料施設の使用に係る料金（以下「利</p>	第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者	第14条	市長	指定管理者	第15条第1項	市長は、次の	次の	対して、	対して、指定管理者は、	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、		若しくは公園	又は公園	第15条第2項	市長は、次の	次の	前項に規定する処分をし、又は	指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、
第4条（第3項各号を除く。）	市長	指定管理者																				
第14条	市長	指定管理者																				
第15条第1項	市長は、次の	次の																				
	対して、	対して、指定管理者は、																				
	若しくはその条件を変更し、又は	又はその条件を変更することが、市長は、																				
	若しくは公園	又は公園																				
第15条第2項	市長は、次の	次の																				
	前項に規定する処分をし、又は	指定管理者は、前項に規定する処分をすることが、市長は、																				

新（改正後）	旧（現 行）																						
<p><u>都市における緑地の保全又は緑化の推進に資すると市長が認める活動に使用</u>する場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 利用料金の額は、別表第5に定める金額を超えない範囲内で指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 有料施設の使用については、第16条の規定は、適用しない。</p> <p><u>(利用料金の特例)</u></p> <p><u>第23条の3の2 第12条第1項の規定による有料施設の目的外の使用の許可を受けた者は、特に収益が見込まれるときは、当該収益を勘案して、収益の総額に100分の5を乗じて得た額及び別表第5に掲げる利用料金の上限の額を下回らない範囲内において、市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、前条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 前項の使用料の算定方法及び徴収方法に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="181 1189 1081 1369"> <thead> <tr> <th colspan="3">有料施設</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公園名</th> <th colspan="2">有料施設の種 類</th> </tr> <tr> <th>施 設</th> <th>附 属 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>王 仁 公 園</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	有料施設			公園名	有料施設の種 類		施 設	附 属 設 備	王 仁 公 園	[略]	[略]	<p>「<u>利用料金</u>」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 利用料金の額は、別表第5に定める金額を超えない範囲内で指定管理者が定めるものとする。<u>この場合において、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の上限」とする。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 有料施設<u>(王仁公園、香里ヶ丘中央公園及び中の池公園に係るものに限る。)</u>の使用については、第16条の規定は、適用しない。</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1149 1189 2049 1369"> <thead> <tr> <th colspan="3">有料施設</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公園名</th> <th colspan="2">有料施設の種 類</th> </tr> <tr> <th>施 設</th> <th>附 属 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>王 仁 公 園</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	有料施設			公園名	有料施設の種 類		施 設	附 属 設 備	王 仁 公 園	[略]	[略]
有料施設																							
公園名	有料施設の種 類																						
	施 設	附 属 設 備																					
王 仁 公 園	[略]	[略]																					
有料施設																							
公園名	有料施設の種 類																						
	施 設	附 属 設 備																					
王 仁 公 園	[略]	[略]																					

新 (改正後)				旧 (現 行)			
		[略]				[略]	
		テニスコート				テニスコート	
		[略]				バレーボールコート	
		[略]				[略]	
		鏡伝池緑地	[略]			鏡伝池緑地	[略]

別表第5 (第23条の3、第23条の3の2関係)				別表第5 (第16条、第23条の3関係)				
有料施設を使用する場合の <u>利用料金</u> の上限				有料施設を使用する場合の <u>使用料</u>				
1 施設				1 施設				
区		分		単 位		金 額		
王 仁 公 園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
			[略]		[略]			
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]		[略]		
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]		[略]	[略]	
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	テニスコート		1 面 1 時間	600円				

		[略]				[略]	
		テニスコート				テニスコート	
		[略]				バレーボールコート	
		[略]				[略]	
		鏡伝池緑地	[略]			鏡伝池緑地	[略]

別表第5 (第16条、第23条の3関係)				別表第5 (第16条、第23条の3関係)				
有料施設を使用する場合の <u>使用料</u>				有料施設を使用する場合の <u>使用料</u>				
1 施設				1 施設				
区		分		単 位		金 額		
王 仁 公 園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
			[略]		[略]			
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]		[略]		
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]		[略]	[略]	
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		
	テニスコート		1 面 1 時間	600円				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）			
			(1,200円)				(1,200円)
	[略]	[略]	[略]	バレーボールコート	1面1時間	300円 (600円)	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
鏡伝池緑地	[略]	[略]	[略]	鏡伝池緑地	[略]	[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			
[枚方市附属機関条例関係]				[枚方市附属機関条例関係]			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
名称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成
枚方市特 別職報酬 等審議会	[略]	[略]	[略]	枚方市特 別職報酬 等審議会	[略]	[略]	[略]
枚方市都 市公園施 設設置者 選定委員 会	公募対象公園施設 の設置及び管理を 行う事業者の選定 に関する審査	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公園の管理運営に関する専 門的知識を有する者 (3) スポーツの振興に関する専 門的知識を有する者				



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市老人ホーム入所判定審査会</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>										枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚方市老人ホーム入所判定審査会</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>										枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]	
枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]																										
枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]																										

議案第 16 号

枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年（2022年）6 月 10 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 サンプラザ3号館前機械式自転車駐車場及び新町1丁目機械式自転車駐車場への指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

枚方市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」の次に「（第18条第2項において準ずるものとされる場合を含む。）」を加える。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理等）

第16条 次に掲げる機械式駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) サンプラザ3号館前機械式自転車駐車場
- (2) 新町1丁目機械式自転車駐車場

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次に掲げる事業の実施に関する業務

- イ 前項各号に掲げる機械式駐車場を自転車等の駐車のために供すること。
- ロ 自転車等の安全利用に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- ハ 自転車等の放置防止の啓発を行うこと。

(2) 第18条第2項の規定による自転車等の撤去に関する業務

(3) 前項各号に掲げる機械式駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

3 第1項各号に掲げる機械式駐車場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項において準ずるものとされる第11条第1項	市長	指定管理者
	あらかじめ	市長が
第18条第2項において準ずるものとされる第12条第1項及び第2項	市長	指定管理者
第18条第2項	市	指定管理者

別表第2中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(費用の徴収)</p> <p>第13条 市長は、第11条<u>（第18条第2項において準ずるものとされる場合を含む。）</u>の規定に基づき自転車等を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（指定管理者による管理等）</u></p> <p>第16条 <u>次に掲げる機械式駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、</u>  <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本</u>  <u>市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>サンプラザ3号館前機械式自転車駐車場</u></p> <p>(2) <u>新町1丁目機械式自転車駐車場</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる事業の実施に関する業務</u></p> <p>イ <u>前項各号に掲げる機械式駐車場を自転車等の駐車の用に供すること。</u></p> <p>ロ <u>自転車等の安全利用に関する情報の収集及び提供を行うこと。</u></p> <p>ハ <u>自転車等の放置防止の啓発を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第18条第2項の規定による自転車等の撤去に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前項各号に掲げる機械式駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第13条 市長は、第11条の規定に基づき自転車等を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>3 <u>第1項各号に掲げる機械式駐車場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="206 438 1104 810"> <tr> <td data-bbox="206 438 504 571">第18条第2項において準ずるものとされる第11条第1項</td> <td data-bbox="504 438 806 491">市長</td> <td data-bbox="806 438 1104 491">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 491 504 571"></td> <td data-bbox="504 491 806 571">あらかじめ</td> <td data-bbox="806 491 1104 571">市長が</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 571 504 751">第18条第2項において準ずるものとされる第12条第1項及び第2項</td> <td data-bbox="504 571 806 751">市長</td> <td data-bbox="806 571 1104 751">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 751 504 810">第18条第2項</td> <td data-bbox="504 751 806 810">市</td> <td data-bbox="806 751 1104 810">指定管理者</td> </tr> </table> <p>第17条 [略]            第18条 [略]            第19条 [略]</p> <p>別表第2 <u>(第17条関係)</u>            表 [略]</p>	第18条第2項において準ずるものとされる第11条第1項	市長	指定管理者		あらかじめ	市長が	第18条第2項において準ずるものとされる第12条第1項及び第2項	市長	指定管理者	第18条第2項	市	指定管理者	<p>第16条 [略]            第17条 [略]            第18条 [略]</p> <p>別表第2 <u>(第16条関係)</u>            表 [略]</p>
第18条第2項において準ずるものとされる第11条第1項	市長	指定管理者											
	あらかじめ	市長が											
第18条第2項において準ずるものとされる第12条第1項及び第2項	市長	指定管理者											
第18条第2項	市	指定管理者											

議案第17号

令和4年度東部清掃工場定期補修工事請負契約締結について

次のとおり令和4年度東部清掃工場定期補修工事請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 大阪市北区曽根崎2丁目12番7号  
川崎重工業株式会社 関西支社  
支社長 河合 宗一
3. 契約金額 金 387,200,000円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 令和4年度東部清掃工場定期補修工事
6. 施工場所 枚方市大字尊延寺2949番地
7. 工期 本契約締結日から令和5年3月15日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

# 随意契約（工事） 執行調書

名称	令和4年度東部清掃工場定期補修工事				
受注者名	川崎重工業（株） 関西支社				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 387,200,000 円		( 金 35,200,000 円 )		
工期または期間	自	本契約締結日	至	令和 5年 3月15日	
			見積日	令和 4年 5月16日 12時0分	
※予定価格 (単位：円)	354,797,000		※最低制限価格 (単位：円)	適用しない	
見 積 状 況	参加業者名	第1回目 見積書記載金額	第2回目 見積書記載金額	第3回目 見積書記載金額	備 考
	川崎重工業（株） 関西支社	352,000,000			決定

①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ②「予定価格」及び「見積書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

# 工 事 概 要 書

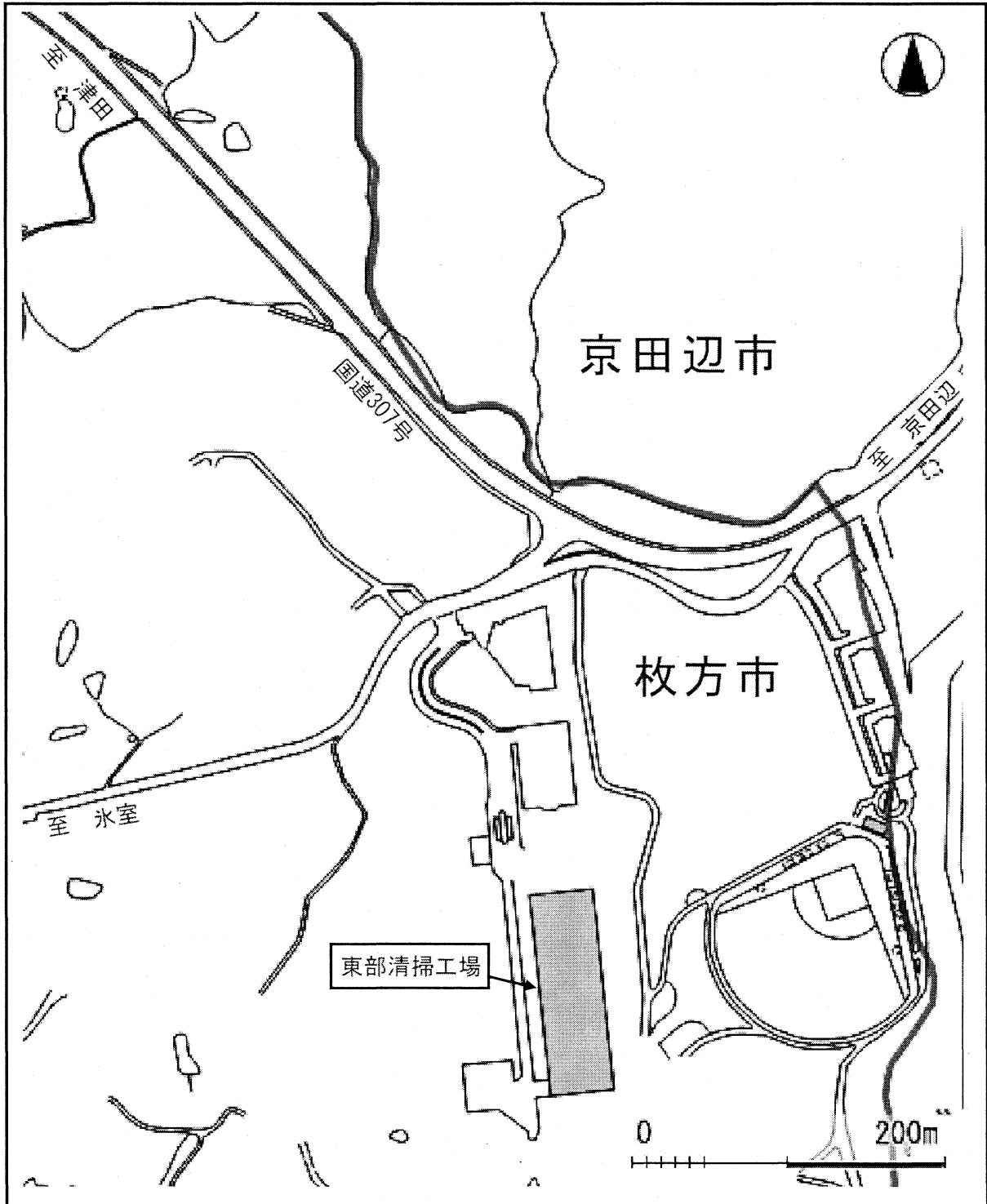
1. 工 事 名      令和4年度東部清掃工場定期補修工事
2. 施工場所      枚方市大字尊延寺2949番地
3. 工      期      本契約締結日から令和5年3月15日まで
4. 工事概要      受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、雑設備、電気設備及び計装設備の定期補修並びにこれに伴う発生材処分
5. 施工理由      東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画の施設保全計画及び電気事業法等の関連法令に基づき、東部清掃工場焼却施設の安全かつ安定的な稼働を維持するため、当該施設における設備の定期補修を行うものです。



# 工事場所位置図

工事件名 令和4年度東部清掃工場定期補修工事

所在地 枚方市大字尊延寺2949番地



議案第18号

枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負契約締結について

次のとおり枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 寝屋川市大成町1番1号  
前田組・浦辺設計共同企業体  
代表者 株式会社前田組  
代表取締役 前田 浩輝
3. 契約金額 金 3,385,800,000円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）
6. 施工場所 枚方市御殿山南町2番2号
7. 工期 本契約締結日から令和8年7月15日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

# 総合評価一般競争入札 執行調書

名称	枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）				
落札者名	前田組・浦辺設計共同企業体				
業務区分	コンサルタント・工事				
契約金額 (内消費税額)	金 3,385,800,000 円		( 金 307,800,000 円 )		
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 8年 7月15日
公告日	令和 4年 2月 1日		入札日	令和 4年 4月14日 10時0分	
※予定価格 (単位：円)	3,245,227,000		※調査基準価格 (単位：円)	2,941,217,000	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	総合評価点	総合評価点 内訳	備 考
	前田組・浦辺設計共同企業体	3,078,000,000	74	価格評価点 32 技術評価点 42	落札
	青木あすなる建設・共同設計共同企業体	3,180,000,000	61	価格評価点 27 技術評価点 34	
	栗本・小河共同企業体	3,659,000,000	—	—	

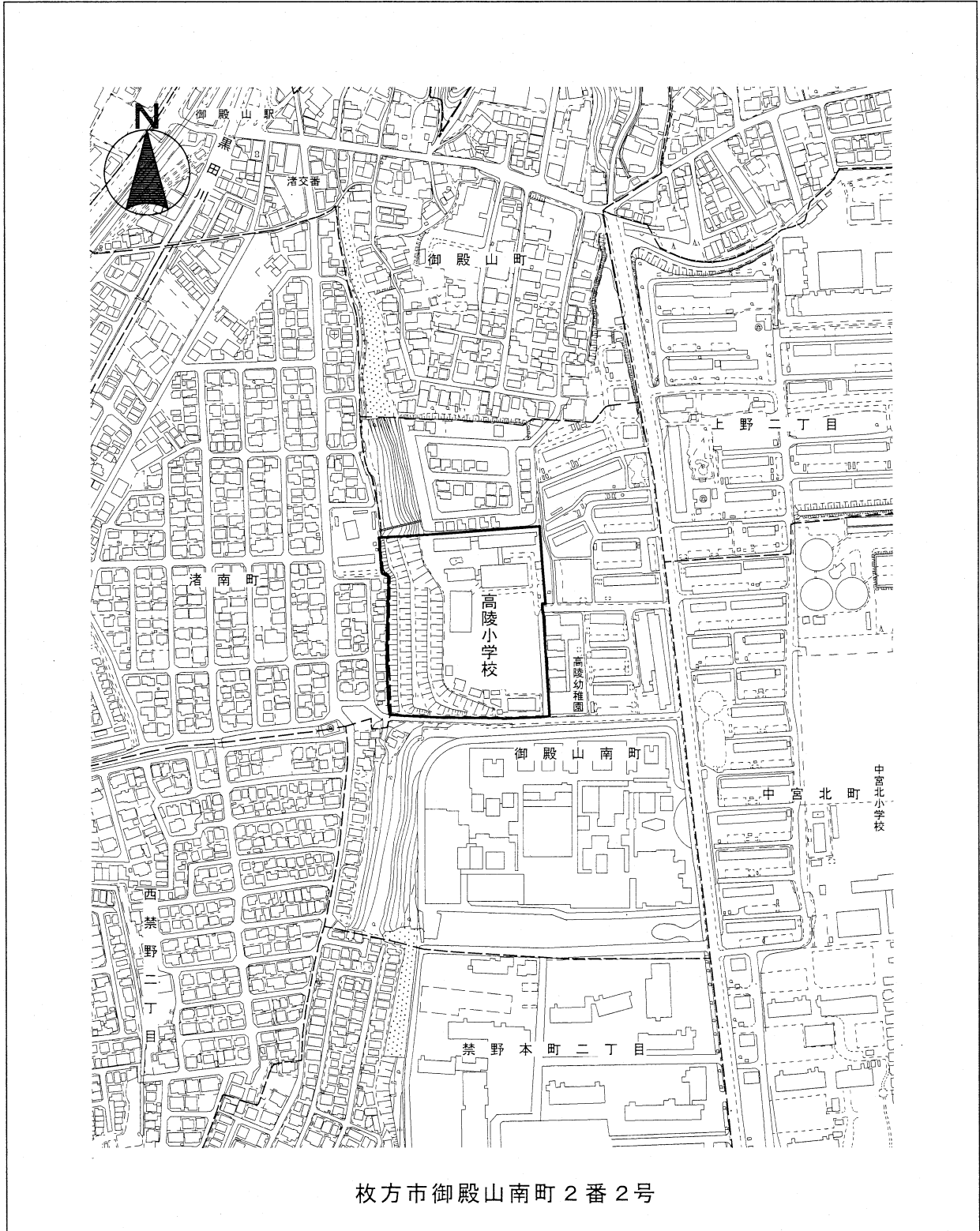
※「予定価格」及び「調査基準価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。  
 ①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

# 工 事 概 要 書

1. 工 事 名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）
2. 施工場所 枚方市御殿山南町2番2号
3. 工 期 本契約締結日から令和8年7月15日まで
4. 工事概要
  - ・ 禁野小学校新設工事（延べ床面積：約8,000㎡）  
上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
  - ・ 高陵小学校解体工事（延べ床面積：6,166㎡）  
上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
  - ・ 禁野小学校設計業務  
上記に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事における基本設計及び実施設計
5. 施工理由 高陵小学校と中宮北小学校を統合して開校した禁野小学校について、特色ある教育の取組みを実現するため、新校舎建設を設計施工一括方式により行うものです。

施行・工事場所位置図

件名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）



枚方市御殿山南町2番2号

議案第19号

長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）請負変更契約締結について

次のとおり長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市中宮西之町4番22号  
アーステック株式会社  
代表取締役 河本 哲久
3. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）
4. 施工場所 枚方市杉北町1丁目及び杉責谷1丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 466,859,800円
変 更 後	金 528,610,500円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その2）

2. 施工場所 枚方市杉北町1丁目及び杉責谷1丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	466,859,800円
変更後	金	528,610,500円
増額	金	61,750,700円

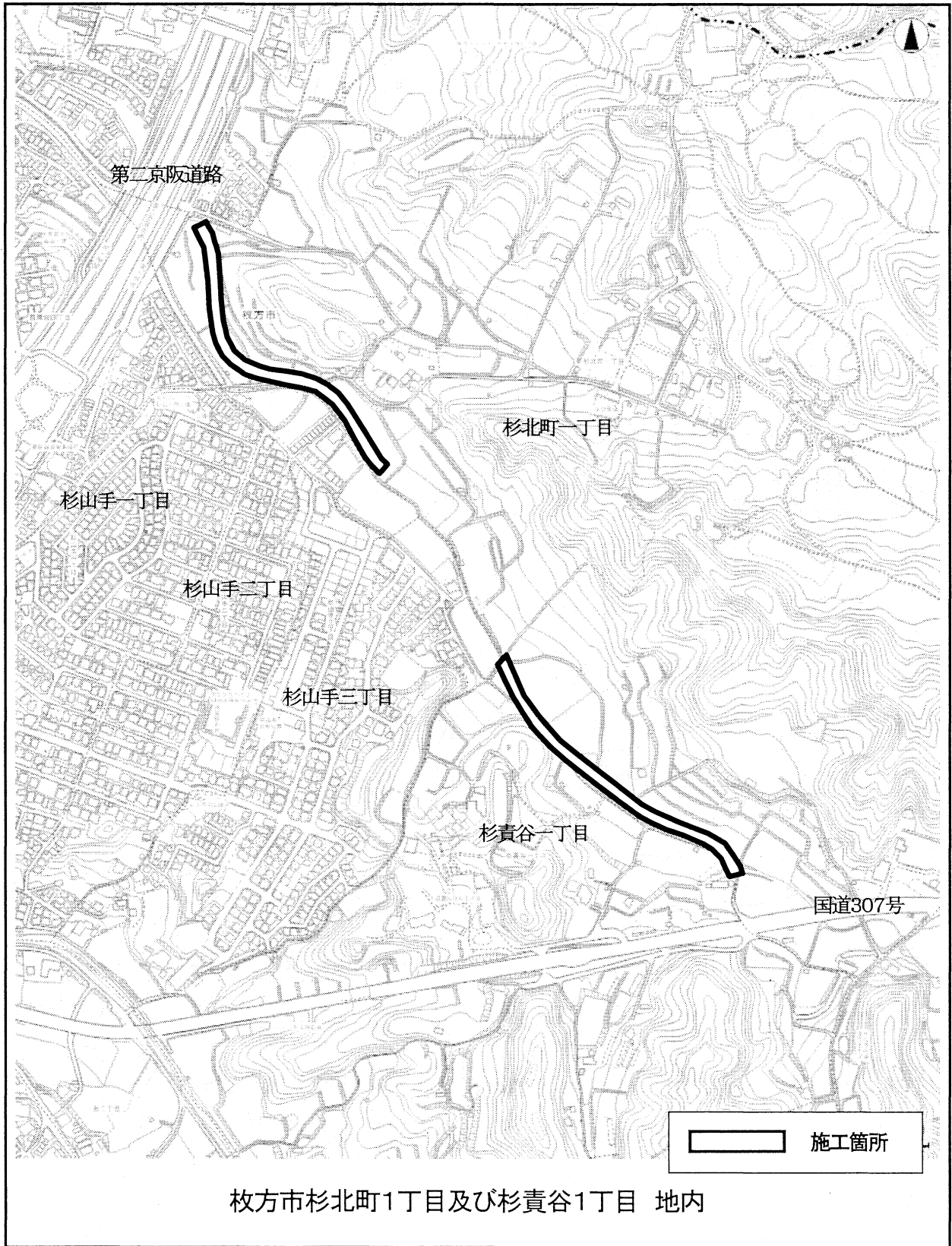
4. 工期 令和3年6月25日から令和4年9月30日まで

5. 工事概要 道路土工一式、法面工一式、擁壁工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、舗装工一式、道路付属施設工一式、付帯工一式、護岸工一式、カルバート工一式、農水付属施設工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式  
施工延長 L=738m

6. 変更理由 渇水期内に水路工事を完了するための仮設排水管の増設、擁壁工事の施工時期の変更に伴い必要となった擁壁工事への流用予定の掘削土の仮置場の設置、着工後に確認された想定外の土質に対応した鋼矢板打設工法の変更、工事区間を横断する歩行者及び車両の安全性確保のための迂回路の設置が必要となったことから、契約金額を変更するものです。

# 工事場所位置図

工事件名：長尾杉線(杉工区)道路整備工事(その2)





議案第20号

公平委員会委員の選任の同意について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第21号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年（2022年）6月10日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

発行年月 令和4年(2022年)6月

発行 枚方市  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課  
Tel 072-841-1221(代表)  
072-841-1311(直通)